

理事長あいさつ

## 介護保険制度改正と

## 地域包括ケアシステム



医療法人財団保養会  
理事長 堀内英夫

今年には終戦後70年、更に、阪神淡路大震災から20年という大きな節目の年にあたりますが、将来に向かって希望を感じる年になってほしいと願っています。また、介護保険制度が平成12年（2000）に始まって、今年には15年目にあたりますが、4月から制度が大きく改正されました。介護保険制度は、どのように変わっていくのでしょうか。改正の方向を考えてみます。

今回の介護保険制度改正は、たけうま61号（平成26年4月1日）に述べましたように、「地域包括ケアシステム」により、在宅復帰・在宅療養への道筋を構築することにあります。併せて、高齢化時代に向けた大

幅な社会保障予算削減が始まりました。

地域包括ケアシステムの目標は、『戦後生まれの団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保』し、『できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す』ことにあります。そのためには、医療ニーズを併せ持つ要介護者に対し、「医療と介護の連携を強化」し、「施設から自宅での療養・介護」へ移行することとされています。

よりよい在宅療養生活継続のために、今年の介護保険改正で新たに採り入れられた「通所リハビリテーション」における「生活行為向上リハビリテーション実施」および「社会参加支援」等のサービス、更には、大幅に改正された「リハビリテーション・マネジメント」機能の充実を図って参ります。

そのために、老健施設として、医師、リハビリテーション技術職、看護・介護職、相談員並びにケアマネージャー等の多職種が協働してご利用者の目標および計画作成と達成状況を共有して、自立のために必要なお支援・助言を致します。